

# 石川県公報

平成 23 年 7 月 1 日

第 1 2 4 0 3 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		公 告	
保安林の指定予定	(森林管理課) 1	大規模小売店舗の廃止の届出の公告	(経営支援課) 2
漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定	(水産課) 1	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(都市計画課) 3
県道の区域の変更	(道路整備課) 2	<b>公安委員会</b>	
県道の供用の開始	(同) 2	警備員検定の実施 3	
河川整備基本方針の公表	(河川課) 2		

## 告 示

### 石川県告示第281号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。  
平成23年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所  
鳳珠郡穴水町字鹿島壱19の1、21、23の1、24、四1の1、1の2、2、3の1、3の3、6、8、五1、2、4、7、10、11の乙、13の1、15の1、16、19、21、23、六11、12、ヨ1から6まで、根木式23
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 石川県告示第282号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成23年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 南浦加入区

- 発起人の住所及び氏名  
かほく市白尾カ8番地 堂久水産株式会社  
かほく市浜北ホ46番地 正栄水産株式会社

- (2) 区域  
石川県漁業協同組合の地区のうち旧南浦漁業協同組合の地区
- (3) 区分  
総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業
- (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日  
平成23年6月2日

#### 石川県告示第283号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年7月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成23年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	
和気寺井線	下記区域を道路区域に編入する。			南加賀土木総合事務所維持管理課
	能美市湯谷町へ106番1地先から 能美市湯谷町へ51番1地先まで		13.13～34.57	

#### 石川県告示第284号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年7月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成23年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
和気寺井線	能美市湯谷町へ106番1地先から 能美市湯谷町へ51番1地先まで	平成23年7月1日	南加賀土木総合事務所維持管理課

#### 石川県告示第285号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定により、大野川水系河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

縦覧場所

石川県土木部河川課並びに石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課

## 公 告

#### 大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を廃止する旨の届出があった。

平成23年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社大和ハウジング  
石川郡野々市町横宮町14番40号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
4,602平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成23年5月24日
- 5 変更する理由  
閉鎖のため

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
金沢都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画高度地区	〃

公 安 委 員 会

警備員検定の実施

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により次のとおり公示します。

平成23年7月1日

石川県公安委員会

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに受検定員  
雑踏警備業務 1級 定員 30人
- 2 検定実施日時  
平成23年10月2日（日）午前10時から午後5時まで
- 3 検定実施場所  
石川県金沢市鞍月一丁目1番地  
石川県警察本部
- 4 検定受験資格  
石川県内に住所を有する者又は石川県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者
  - (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
  - (2) 石川県公安委員会が、(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付期間  
平成23年9月12日（月）から9月16日（金）までの午前9時から午後5時まで
  - (2) 検定申請書の提出先
    - ア 住所地を管轄する警察署
    - イ 検定申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

## (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 4の検定受験資格があることを証する書面

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

エ 住所地を管轄する警察署に提出する者にあつては、申請者の住所地を疎明する書面

オ 検定申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者にあつては、申請者が当該営業所に属することを疎明する書面

## 6 検定手数料

検定手数料13,000円を石川県証紙により納入すること。なお、既納の検定手数料は還付しない。

## 7 受検票の交付

検定申請書を提出したのに対しては、後日提出先の警察署において受検票を交付する。

## 8 成績証明書

検定終了後、検定合格者に成績証明書を交付する。

## 9 問い合わせ先

石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可指導係

電話 (076) 225 - 0110 (内線3023)